

一般事業主行動計画

太平洋フェリー株式会社は「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に基づき【一般事業主行動計画】を公表します

行動計画

従業員が、仕事と子育てを両立し働きやすい環境をつくることと、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるよう、次の通り行動計画を策定します。

計画期間

2022年4月1日～2027年3月31日（5年間）

内 容

（次世代育成支援対策推進法）

目標1．育児休業に関する諸制度の周知により利用促進を図る

＝母性健康管理、産前産後休業、育児休業、雇用保険法に基づく給付等＝

- 継続実施
- ・社内報、イントラネットを活用した情報の提供
 - ・育児休業取得者への定期的な会社情報の提供
 - ・対象者には案内冊子を配布し、より分かりやすく利用しやすい冊子づくりを目指す

（女性活躍推進法）

目標2．年次有給休暇の取得日数を、10日以上を取得を目指す

＜取り組み＞

- 2022年4月～
- ・年次有給休暇の取得状況を把握し、取得日数が少ない社員へ働きかけをする。
 - ・各部署へ計画的に取得できるように周知する
 - ・取得しやすい環境づくりを目指す
 - ・年次有給休暇の付与が少ない入社1年目の従業員は3日以上、入社2年目の従業員は5日以上（取得義務日）を目指す。

女性活躍推進法における「女性の活躍に関する情報の公表」について

労働者に占める女性労働者の割合 36.7%（2020年度）